

平成 30 年度

岐阜県公式ホームページへのバナー広告掲載
に関する一般競争入札

< 入札説明書 >

平成 30 年 2 月
岐阜県広報課

入札説明書

この入札説明書は、平成30年度岐阜県公式ホームページへのバナー広告掲載に係る入札執行及び契約の締結について入札参加者及び契約締結者が留意すべき事項を定めたものであり、入札参加希望者は次の事項を熟知のうえ、入札書を提出されるようお願いいたします。

1 入札に付する事項

- (1) 入札案件の名称及び数量
平成30年度岐阜県公式ホームページへのバナー広告掲載。
- (2) 入札案件の仕様等
別紙「仕様書」による。
- (3) 履行期間
契約締結の日から平成31年3月31日まで。
- (4) 広告掲載期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで。
- (5) 履行場所
契約担当者が指定する場所。

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。
- (4) 岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 岐阜県公式ホームページへのバナー広告掲載業務において本件入札日（平成30年3月2日）から起算して過去3年以内に地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

3 入札手続等に関する事項

- (1) 契約に関する事務を担当する部局
〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県広報課 メディア係
電話 058-272-1111（内線2075）FAX 058-278-2506
メールアドレス c11103@pref.gifu.lg.jp

(2) 契約条項を示す場所

3の(1)に同じ。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者(以下「入札者」という。)は、下記期限までに、競争入札参加資格確認申請書を3の(1)まで持参又は郵送し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 提出期限

平成30年2月22日(木)午後5時(必着)

提出期限までに競争入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、平成30年2月26日(月)までに通知する。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成30年3月2日(金)午前11時

イ 場所 岐阜市藪田南2丁目1番1号
岐阜県庁4階 秘書政策会議室

(5) 入札に関する質問等

入札説明書や仕様書の内容、その他本件入札についての質問は下記期限までに書面にて上記3の(1)まで提出(郵送・FAX・メール可)する。

提出期限 平成30年2月20日(火)午後5時まで

質問に対する回答は平成30年2月21日(水)午前までに入札説明書受領者全てに回答する。

(6) 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。また、契約額の決定に当たっては、入札書に記載された金額(以下「入札書記載金額」という。)の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって行うので、入札書提出は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 落札者の決定方法

ア 入札書比較価格以上で最高の価格をもって有効な入札書を提出した者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合においては、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(8) 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合には、これを中止する。入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

(9) 入札の無効

- ア 入札者が入札参加資格の確認において虚偽の申請を行ったとき。
- イ 入札者が同一事項に対し、二以上の入札をしたとき。
- ウ 入札者が他人の代理人をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。
- エ 入札保証金を免除した場合を除き、その全部又は一部が納付されていないとき。
- オ 入札に関し談合等の不正行為があったとき。
- カ 入札書に記名押印がないとき。
- キ 入札書の記載事項の確認ができないとき
- ク 入札参加資格を有しない者が入札をしたとき。
- ケ その他あらかじめ指定した事項に違反したとき。

(10) 落札の無効に関する事項

落札者は、落札の通知を受けた日から、原則として1週間以内に契約を締結しなければその落札は無効とする。

(11) その他

- ア 郵便又は電信による入札は認めない。
- イ 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換え又は撤回することができない。
- ウ 入札書は、あらかじめ契約担当者が指示したものとする。
- エ 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- オ その他、本入札執行については、地方自治法、同法施行令及び岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

4 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証金

契約締結者が契約を履行しないおそれがない場合等、規則第114条各号のいずれかに該当するときは、免除する。

- (3) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。
- (4) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。
- (5) 落札者及び落札者である共同企業体の構成員が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しない。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。